薩摩郡さつま町　出水郡長島町（獅子島の区域に限る。）　姶良郡湧水町　熊毛郡中種子町　同郡南種子町　同郡屋久島町　大島郡大和村　同郡宇検村　同郡瀬戸内町　同郡龍郷町　同郡喜界町　同郡天城町　同郡伊仙町　同郡和泊町　同郡知名町　同郡与論町	
沖縄県	
島尻郡渡嘉敷村　同郡座間味村　同郡渡名喜村　同郡南大東村	（新設）

○厚生労働省告示第百六十五号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百四十条第二号の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域（平成三十一年厚生労働省告示第百四十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前		
雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表の下欄に掲げる区域とする。	雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域のうち同表の下欄に掲げる区域とする。		
都道府県	区域	都道府県	区域
（略）		（略）	
宮城県	石巻市　気仙沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡七ヶ宿町　柴田郡川崎町　伊具郡丸森町　亘理郡山元町　宮城郡松島町　黒川郡大郷町　加美郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　本吉郡南三陸町	宮城県	石巻市　塩竈市　気仙沼市　名取市　多賀城市　岩沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　刈田郡七ヶ宿町　柴田郡川崎町　伊具郡丸森町　亘理郡亘理町　同郡山元町　宮城郡松島町　同郡七ヶ浜町　同郡利府町　黒川郡大郷町　加美郡加美町　遠田郡涌谷町　同郡美里町　牡鹿郡女川町　本吉郡南三陸町
（略）		（略）	

○厚生労働省告示第百六十六号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、令和八年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額

一　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、平成二十八年四月から令和六年三月までの各月分に係る国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号。以下「法」という。）第八十九条第一項、第九十条第一項及び第九十条の三第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項並びに政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十四号）附則第十四条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（令和八年四月に令和六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

二　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、平成二十八年四月から令和六年三月までの各月分に係る法第九十条の二第一項の規定によりその四分の三につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（令和八年四月に令和六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

三　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、平成二十八年四月から令和六年三月までの各月分に係る法第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（令和八年四月に令和六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。

四　令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に、平成二十八年四月から令和六年三月までの各月分に係る法第九十条の二第三項の規定によりその四分の一につき納付することを要しないものとされた保険料を追納する場合（令和八年四月に令和六年三月分に係る保険料を追納する場合を除く。）に納付すべき額は、別表第四の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の下欄に掲げる額とする。